

【会費無料】

★リアル開催です★

第118回労働問題研究会＆交流会のご案内

日時・場所 2026年2月26日(木)

●研究会 18:30～20:00

●交流会 20:00～20:30

} @大阪弁護士会 11階 1110号室

※今回ののみ終了時間が20:00→20:30となります

«研究会終了後に30分ほどメンバー交流の枠を取っておりますので、どうぞお気軽にご参加ください»

主催 弁護士法人天満法律事務所

内容 学校法人明徳学園事件～京都地裁令和7年2月13日判決～

報告者

弁護士法人天満法律事務所

弁護士 倉橋 香緒莉

学校法人と有期雇用契約を締結し、教育職員（常勤講師）として勤務していた労働者が、同じ学校で無期雇用契約を締結して勤務していた教育職員（専任教員）との間の基本給についての賃金格差が合理的な根拠のない差別であるとして、学校法人に対して損害賠償を請求した事案です。裁判所は、当該賃金格差がパート・有期法8条（旧労契法20条）に違反するとして不法行為の成立を認めました。本判例の妥当性、有期・無期労働者間の待遇格差について検討します。

◎ご相談持ち寄りコーナーの意見交換テーマ

メンタル疾患による長期休職者で、休職期間終了時に復職のめどがたたない場合、就業規則では退職扱いとなるが、将来にわたって紛争を回避するための会社側の留意点。

参加をご希望の方は別紙をFAXいただくか、下記QRコード・フォーム・メールよりお申込みください

FAX 06-6365-7561

MAIL info@tenma-lo.jp

Googleフォーム: <https://forms.gle/g37XSrfbGLPfoXVv5>



大阪市北区西天満2丁目2番3ユニシオ西天満二丁目A07号
弁護士法人天満法律事務所 弁護士 吉田肇 福崎浩 前川宙貴
(大阪弁護士会所属) TEL: 06-6365-7560

●研究会にて行っています「ご相談持ち寄りコーナー」につきまして、次回開催時に取り上げますテーマを募集致しますので、下記にご記載いただければと存じます。
«テーマ»

●第118回労働問題研究会<2026年2月26日(木)>に

出席します

⇒ 貴所のメールアドレスと参加される方のお名前(全員分)・お電話番号を下記に記載のうえfaxにてお申込みください。

メールアドレス: (_____)

※既にメールアドレスをご連絡下さった方は、上記□にチェックを入れていただくだけで結構です。

御氏名: (_____)

お電話番号: (_____)

欠席します

◎今後研究会のご案内をメールにてご希望の方は、お手数ですが下記□にチェックをして、メールアドレスをご記載の上ご返信下さい。既に上部にご記載いただいております方はチェックだけで結構です。

今後、研究会の案内はメールで希望します。

メールアドレス (_____)

◎今後研究会のご案内が不要の方は、お手数ですが下記□にチェックをしてご返信下さい。

今後、研究会のご案内は不要です 御氏名 (_____)